

さいがた医療センター公的研究費等の取扱い運営管理責任体制リスト

役職名	職名	役割
最高管理責任者	病院長	不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
統括管理責任者	精神科診療部長	不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者 不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	管理課長	統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。 一 自己の管理監督又は指導する部署における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出すること。 二 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。 三 自己の管理監督又は指導する部署等において、定期的に啓発活動を実施すること。 四 研究者等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。
コンプライアンス推進副責任者	庶務班長	コンプライアンス推進責任者の補佐
事務総括責任者	事務部長	最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐するとともに、公的研究費等の適切な執行を確保するための指導をおこなう。
経理事務責任者	企画課長	事務総括責任者を補佐し、研究費の適正な執行にかかる経理事務の管理を行う。
経理事務担当者	業務班長	管理する研究費により、発注した物品の納品の実事確認（物品検収）及び旅費・謝金の支出に係る実事確認を行う。
不正使用防止計画推進室室長	精神科診療部長	不正使用防止計画の企画・立案及び推進に関すること。 不正使用防止計画の検証及び進捗管理に関すること。 不正使用発生要因の分析及び改善策に関すること。
不正使用防止計画推進室室長補佐	企画課長	不正使用防止計画推進室は、不正使用防止計画が適切に実施されているかの自己点検を年1回実施し、点検結果を本部総合研究センターへ送付する。
不正使用防止計画推進室担当者	業務班長	不正使用防止計画推進室は、不正使用防止計画が適切に実施されているかの自己点検を年1回実施し、点検結果を本部総合研究センターへ送付する。
内部監査責任部門監事	管理課長	内部監査部門は不正使用防止計画推進室が実施した自己点検の内容について確認を実施するものとする。
通報窓口担当者	管理課長	不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）担当者とする。通報があった場合には、最高管理責任者からの指示により、要領に基づき必要な調査を行う。調査の結果、不正使用があったと認められた者については、国立病院機構の定める規程等に則り懲戒処分等を行うものとする。
研究倫理教育責任者	薬剤科長	研究倫理の向上を目的のために広く研究活動に係る者を対象に定期的な研究倫理教育を実施する。